

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 農林水産大臣管轄漁場デジタルオルソフォト作製業務
- (2) 仕様・規格 仕様書による
- (3) 数 量 仕様書による
- (4) 履 行 期 限 令和5年3月31日
- (5) 履 行 場 所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号及び第13号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年10月24日～11月10日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
（令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年11月1日10時30分

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年11月15日10時30分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和4年11月14日正午までとする。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和4年10月24日

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

農林水産大臣管轄漁場デジタルオルソフォト作製業務仕様書

項 目	内 容
1. 業務概要	令和 5 年 9 月に切り替えが予定されている農林水産大臣管轄漁場における大臣免許漁業権（共同漁業権及び区画漁業権）の現況を把握し、漁場計画の策定に資するためのデジタルオルソフォトを作製する。
2. 履行場所	有明海（農林水産大臣管轄漁場に限る。） 「参考」参照
3. 履行期限	令和 5 年 3 月 31 日まで
4. 業務内容	① 航空写真撮影 ② デジタルオルソフォトパネル作製（S=1/14,000 画）
5. 適用基準	仕様書に記載なき事項については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）、測量法第 34 条で定める作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）及び国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年国土地第 190 号）による。
6. 一般事項	① 業務計画書 請負者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、九州漁業調整事務所監督職員（以下「監督員」という。）と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度請負者が記録し相互に確認を行わなければならない。また、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出するとともに承認を得なければならない。 なお、業務計画書には、下記事項を記載するものとする。 ・業務場所 ・業務内容及び方法 ・業務工程 ・業務組織計画 ・打合せ計画 ・成果品の品質を確保するための計画 ・成果品の内容、部数 ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制（緊急時含む） ・使用機械の種類、名称及び性能 ・その他 ② 関係官公庁への手続き等 請負者は、当該業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行わなければならない。また、請負者は、業務の実施にあたって、発注者が関係官公庁等への必要な手続きが生じた際には協力しなければならない。 ③ 秘密事項等の公表の禁止 作業の過程において知り得た秘密事項、あるいは資料等を許可なく他に公表してはならない。 ④ 関係法令及び条例の遵守 請負者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 ⑤ 損害賠償

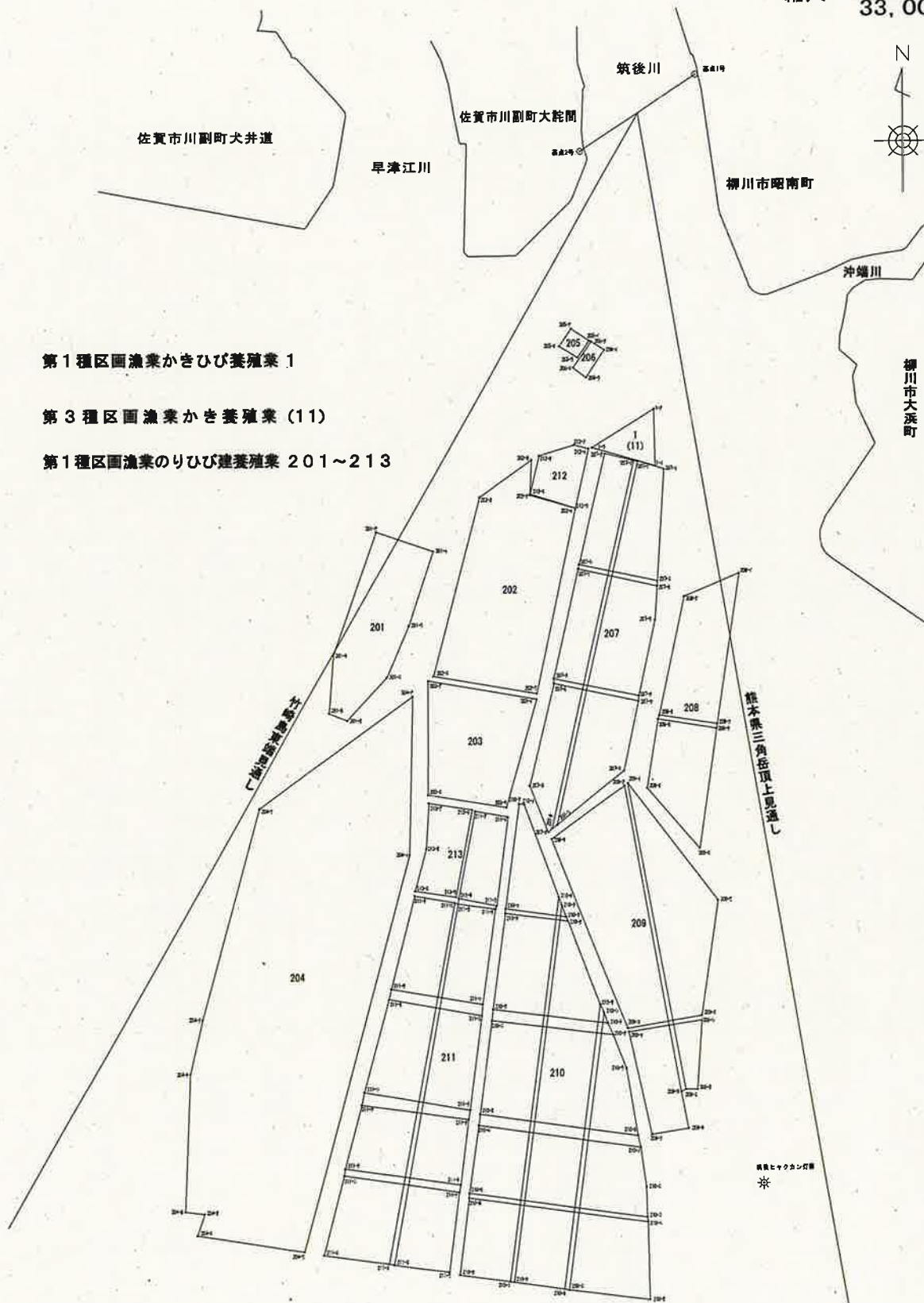
項 目	内 容
(6. 一般事項)	作業中に生じた諸事項に対しての損害賠償等の請求があった場合は、請負者の責任において処理するものとする。
7. 業務仕様	① デジタル航空写真撮影 I デジタル航空写真撮影については農林水産大臣管轄漁場を区域とするが、詳細な範囲については、監督員の承諾を得るものとする。 II 本業務での使用航空機は、所定の高度において安定した飛行性を有し、所定の条件下において安定した斜角が確保されているものとする。 また、航空機は、GNSS（汎地球測位航法衛星システム）／IMU（慣性計測装置）を搭載したデジタル航空カメラを搭載したものを使用するものとする。 III 撮影機材において、デジタル航空カメラは、光学レンズから入射した光情報を CCD（電荷結合素子）に電子形式で記録する CCD センサー（エリアセンサー）カメラを使用し、解像度を確保するにあたり CCD エリアセンサーは、8 ビット（256 階調）では見えない陰影部の判読を可能とするため 12 ビット（4,096 階調）センサーにて実施する。IMU の 3 軸方向の角分解能は、ロールおよびピッチ方向 0.015 度以下、ヘディング方向 0.035 度以下とし、計測頻度は 1 秒間に 200 回以上とする。 IV デジタル航空カメラで撮影する数値写真の地上画素寸法は、地図情報レベル 1000 と同等とする。 V 撮影時期は契約業者と監督員が協議して定めるものとするが、大気の状態が安定し、雲・煙霧・霞等の影響がほとんどない時間内及び地表が積雪や洪水等の異常のない時期を選ぶこととする。 VI 航空機に搭載された GNSS/IMU の慣性計測装置データ、写真撮影時刻データ及び地上の基準局より取得された GPS データを用いて外部標定要素（撮影時の位置及び姿勢データ）を算出し、所定のファイル形式にとりまとめるものとする。 VII 撮影された航空写真は、電子アルバムとして整理するものとする。 ② デジタルオルソフォト作製 I デジタルオルソフォトの作成範囲は農林水産大臣管轄漁場とするが、詳細な範囲については監督員と協議の上、決定するものとする。 II デジタルオルソフォトについては、デジタル航空写真撮影にて取得された画像データファイルを基に正射変換した正射投影画像を作成するものとする。なお、正射投影画像の地上画素寸法は 16cm 以内とする。また、隣接写真間の色調には十分留意するものとする。 III 注記については特に必要としないが、方位・タイトル等は盛り込むものとする。 IV 取得したデジタルデータより縮尺 1/14,000 にて、カラープリンタによ

項 目	内 容												
(7. 業務仕様)	りカラー出力するものとする。 V 作製されたデジタルオルソフォトをアルミフレームパネルへ貼付け、ラミネート加工を施すものとする。												
8. 成果品	成果品は次のとおりとする。 <table border="0"> <tr> <td>① 撮影データファイル（媒体格納）</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>② 撮影標定図（S=1/50,000）</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>③ 撮影記録簿及び精度管理表</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>④ デジタルオルソフォトパネル（ラミネート加工：S=1/14,000 カラー）</td><td>2 部</td></tr> <tr> <td>⑤ デジタルオルソフォトデータファイル（媒体格納）</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>⑥ その他関係資料</td><td>1 式</td></tr> </table> なお、成果品には、世界測地系によることを表示すること。	① 撮影データファイル（媒体格納）	1 部	② 撮影標定図（S=1/50,000）	1 部	③ 撮影記録簿及び精度管理表	1 式	④ デジタルオルソフォトパネル（ラミネート加工：S=1/14,000 カラー）	2 部	⑤ デジタルオルソフォトデータファイル（媒体格納）	1 部	⑥ その他関係資料	1 式
① 撮影データファイル（媒体格納）	1 部												
② 撮影標定図（S=1/50,000）	1 部												
③ 撮影記録簿及び精度管理表	1 式												
④ デジタルオルソフォトパネル（ラミネート加工：S=1/14,000 カラー）	2 部												
⑤ デジタルオルソフォトデータファイル（媒体格納）	1 部												
⑥ その他関係資料	1 式												
9. 検査	仕様書に定める事項に従い実施され、成果品に誤り等の無いことの確認をもって検査とする。												
10. 安全確保等	請負者は、屋外で行う当該業務等に際しては、関係者及び周囲の安全確保に努めるとともに、必要な場合には、安全確保等のための措置をとらなければならない。												
11. その他	本業務に当たって知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしたり、他の目的に利用しないこと。 電子データ及び記録媒体の作成にあたっては、コンピュータウィルス対策を実施すること。また、ウィルスチェックを行う際は、必ず最新の定義ファイルで行うこと。 仕様書の内容に疑義及び不明瞭な点が生じた場合には、その都度監督員と協議し、その指示に従わなければならない。												

農林水産大臣管轄漁場

漁場連絡図

縮尺 $\frac{1}{33,000}$



第1種区画漁業かきひび養殖業 1

第3種区画漁業かき養殖業 (11)

第1種区画漁業のりひび建養殖業 201~213